

## 別添（第1条関係）

### 薬液注入タンク等取替業務仕様書

#### 1 目的

愛媛県原子力センター（以下、「県」という）の排ガス処理装置において、薬液注入タンク等の一部の機器に経年による劣化が見られるため取替を行うものである。

#### 2 業務場所

愛媛県原子力センター

（住所：愛媛県八幡浜市保内町宮内1-485-1）

#### 3 対象機器

以下に示す機器の取替を行うこと。なお、電源・通信ケーブル及び配管類は既設を流用すること。

##### 3-1 薬液注入タンク関連機器

###### (1) 薬液タンク

型式：TSP-100N（相当品）

外形寸法：W480mm×L480mm×H640mm

容量：100リットル

材質：PE

薬液種類：苛性ソーダ（NaOH）

付属部品：取付金具等は既設流用のこと

数量：3基

###### (2) フロートスイッチ

型式：TL-101型（相当品）

寸法：L=700

検出点数：1点（濁水）

電源：AC100V-1φ 60Hz

数量：3個

(3) 攪拌機

型 式：TCM-45624-PST (相当品)  
電 動 機：45W (定格回転数：3200rpm)  
攪拌容量：200 ℓ  
電 源：AC200V-1φ 60Hz  
数 量：3台

(4) 注入ポンプ

型 式：T-500N-S-B-P (相当品)  
方 式：ダイヤフラム式定量ポンプ  
吐 出 量：125～600ml/min  
吐出圧力：0.5MPa  
接液部材質：アルカリ仕様  
電 源：AC200V-3φ 60Hz  
付属部品：フードバルブ (配管仕様)  
配管接手  
取付ボルト・ナット・ワッシャ・スプリングワッシャ  
数 量：3台

3-2 循環水タンク関連機器

(1) 循環水ポンプ

型 式：VES-0408E0AKNS (相当品)  
電 動 機：0.2kw (AC200V-3φ 60Hz)  
口 径：40mm  
吐 出 量：135 ℓ/min  
揚 程：3m  
数 量：3台

(2) フロートスイッチ

型 式：TL-101型 (相当品)  
寸 法：L=650  
検出点数：2点 (満水、渴水)  
電 源：AC100V-1φ 60Hz  
数 量：3個

#### 4 留意事項

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 修繕による排ガス処理装置の停止期間が極力短くなるよう計画し、事前に県の承認を得ること。
- (3) 本業務に伴い交換が必要となる軽微な部品や消耗品の交換は受注者において適切に実施すること。
- (4) 機器据付調整後、絶縁抵抗試験等の必要な試験を実施したうえで単体の動作確認後、排ガス処理装置全体が正常に動作することを確認すること。
- (5) 令和7年度末までは無償保証期間とすること。ただし、明らかに受注者又は製造メーカーの責に帰すべき不具合が生じた場合は、無償保証期間満了後であっても、当該部分を無償で改修するものとする。
- (6) 撤去した機器は県が別途処分するため、原子力センター敷地内で県が指定する箇所に集積すること。
- (7) 養生資材等、作業に伴い発生する不用品については、受注者で適正に処分すること。

#### 5 提出書類

受注者は、下表に示す書類を期限までに提出すること。

NO	書類名	期 限	部数
1	業務概略工程表 <sup>※1</sup>	契約後 1 か月以内	1
2	機器承認申請書 <sup>※2</sup>	機器製作着手前	2
3	業務実施計画書 <sup>※3</sup>	現地作業 1 か月前まで	1
4	完成図書 <sup>※4</sup>	業務完了時	1
5	打合せ議事録	県からの指示による	1
6	その他必要な書類	協議により決定	同左

※1 業務概略工程表は、現地調査・機器製作・現地作業等の業務全体の工程が確認できるものとする。

※2 機器承認申請書は、機器個別仕様・発注仕様との比較表・その他必要な書類とする。

なお、本書類を提出後、県の承認を得るまでは機器製作に着手してはならない。

※3 業務実施計画書には、現地作業の詳細工程表を含めること。

※4 完成図書には、機器仕様書・各種試験成績書・取扱説明書・作業写真を含めること。

なお、作業写真は着手前・完成後に加え、重要な工程及び完成後不可視となる部分についても提出することとし、詳細については打合せで決定する。

## 6 準拠基準等

- ① 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ② 日本産業規格（JIS）
- ③ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ④ 日本電機工業会規格（JEM）
- ⑤ 電気技術規程（JEAC）
- ⑥ その他必要な規格・基準等

## 7 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。